

鉛筆記聞

全

✕

e 9-2

富士山文庫

✕

3/2.35

Em

佛蘭西カリン氏口授

鉛筆記聞

柳園聚珍板

精良墨



富士川文庫

刻鉛筆記聞序

十數年前までも西洋の地理風俗などを記せる書ありと雖も是を看る人至僅よして博覽好事の人よ非るよりを書名をどよ知る者少かりしは時勢の然らむるよや今も三五人の集會よも外國の話よ渉らざる事多しされど吾友福澤子園の著せる西洋事情一とび世よ出て殆紙價をして貴うらしむるよ至れり此鉛筆記聞を佛人カリンの箱館よ在りし頃栗本某が何くわ聞き集めし事を書附けしるよてやむりりの全書よをあらねど亦彼國の事情を知るのよすが

1209-2

312.35

No. 1385

とも成りければ一二の誤字を考訂し活字板もて同好の人
又頒ちぬその中よ記せる事どもあまりは佛蘭西の美を誇
張して痛く英亞兩國をおとしめざる稍其實よ叶もざる條
も見ゆれども佛蘭西人の口氣毎も此の如くと知るべく
且英亞と素より相善うらざるの情をも察すべけれど原
のまよて敢て改削するると無し看者意を以て意を會
て可ふらん

喫霞仙史楊卧孟 識

鉛筆記聞



佛蘭西 カリン氏 口授

日本 栗本匏菴 筆記

問貴國方今郡縣の治済を如何

答我國方今分て五部九十六州一州毎よ五郡とす過日政府

よ贈る所の圖よ就て見るべし其朱線區盡するもの即一
州の境界なり但し閩國を大別して東西南北及び中央の
五部とよするものも専ら軍旅の爲よ便とするなり其一部
の州或は十五或は二十時として増減することありて一

定し難し是益々軍旅の爲に便かりとす如何とされも東
方は事あれを北部の東に近き州を割て東部に屬し又北
部の東に近き州をも割て東部に入る此に於て聲勢大に
して應援速かり扱其一部の帥とる人をパリヌに於て皇
帝自ら撰みて命する所にして諸侯公伯の名あることと
し闔國の陸軍一百万水軍二十萬の數あり蓋し我國の古
昔亦封建の制にして日本の今日の如し但し其時諸侯強
弱大小互に相争ひて合戦休むときあり大功の人ルイカ
トル

日本太閤の如し

第十四世に至りて始めて大に悟ることあり諸侯の力を殺ぎ
て強を亡し弱を扶けて四十諸侯とす其四十諸侯の下に
猶數十の小諸侯ありルイカトル第十六世に至り諸侯競
ひ起り遂に大に戦ひ悉く諸侯を滅し是に於て始めて郡縣
の制とす然れともルイカトルの後も亦滅せり此時大ホ
レオン勃興して闔國を掌握し大に制度を變易し定めて
九十六州に分ち一州を又五郡に分つ
其地地形險夷及び廣狹よ由て四に分ち五に分つあ
り概して五とすのみならず
今の制度一にナポレオンの所制に遵奉せり是我國の治

体ぶり

問民を分つよ士農工商の目を立つるや

答曰民日本も同一唯農工商の子と雖も聰明特達の者あれ
と皆士とあるを許す士も家衰へ士とあるよ堪へざる者
と亦農工商とあるを許せり又士よして終身奉仕せざる
者あり益一門比宜一き家よ生れ世禄ありと雖も己の財
を以て優よ供養するよ足れり唯其人仕を欲せずと雖も
聰明博學等よて朝廷よ少くこと能もざるの人材あれを
皇帝強て仕へしめ其放浪閑散を許さず現よ江戸よ滞留
せるミニストルの如し屢々辭職を懇願すれども更よ允

許せられず剩へ益々其爵を貴して此度アンバサドール

とせり此官を皇帝の名代と云ふことよてパリ人よ在り

てを皇帝日本よ在りてをアンバサドール其人も殊ふり

と雖も其權力一よ皇帝親しく來るよ異あることあり自

今以後日本よて處する事件を共にアンバサドールの意

よ出て皇帝も之を改更すること能もざるあり

問士官の家各世禄ありや又む世禄を無く其子の才藝よ由

て夫々の任を命せられ其俸禄を賜むり其時其人の材器

よ就て禄の増減多寡することありや

又士官の家定禄なき時を士官死して其子幼冲或も老親

あり是も其郷の豪戸富家金を醜め力も應ず莊夫の屋を
造り専ら貧士を養ふ爲ます高官の上といへども家貧か
れを借居を妨げず且つ月々稟饋及び贖金して聊少差支
へしめず唯其人極めて終よして親戚朋友と雖も決して
知らしめず是益し歐羅巴教法宗旨の極大慈善にて豪
富人も毫も慳吝の意なきの致す所なり其義屋を主管す
る人も極めて廉潔公平の善士を撰み各人施す所の財を
主らしめ更し其出入費失を問もさるるなり是れ蓋し富人
私に設くる舉よして聊も官府の管知せるとよ非れ佛
西の國第三月の一日より第五月に至るまで上皇帝より

下庶民に至るまで減罪の施行あり極めて夥しきとよ
て貧人大に賑給せり此の法を奉ずる者も其家資を分ち半は
高官の士死して後嗣なければ親類の子を養ふて子とあ
ら後を繼ぐらむ若し子を養さるる者も其家資を分ち半は
官に没し半も其親類に頒ち與ふ
我國の士土地人民ある者其父死すれば長子其産の半を
有し次子三子を其半を分ち有せり故に士の子賢ふれを
官に仕へて高位に至り不賢なるも亦終身其愚を養ふに
足れり英吉利杯よても父死すれば長子悉く其産を有し
他子に分給せず故に勢ひ父在るの日も及て財を以て次

三子の爲は官を買ひ或は他人の後を嗣ぎ或は商家を購ひ以て預營を爲さざるを得ず是を以て彼國の士官船主の類は往々愚痴呆の輩なきは非ず貽謀の不善なる其咎誰より歸するや
問農租も地の廣狹佳惡より定むるや又七年穀の豊儉を檢して定むるや
答農租も固より土地の廣狹厚薄は應に闔國定額ありて變することなく唯其年軍興り費用繁ふれを時として額外の額を加ふるにあり士官の税も亦然り事果て用終むれば翌年よ至り必返償す去年イタリヤは事ありて官より

一百万元を課せり然るを民悦び進みて一千萬元を出せしは皇帝只其一百万元を取りて其餘の九百萬元を辞せり又凶年飢歳よを官庫を發きて専ら貧民を賑給するにあり
我父有する所の地租年々五萬元を收納せり此内二百五十を政府に納れ貢す大抵士官所有の地の農税も皇帝よ納るとし纔は百分一の又半なり蓋し我父所有の地平均能く十萬元を出す其五萬を農民の有として其五萬を父
皇帝も亦大に田地あり其租税も大略猶我父農より取る

所の數の如くは、
問商人の税を如何して之を収るや

答商戸古昔を税ふく二十年來始て定て税を取る其法家
は窓を數へて税を出さくむ譬へど家の間口十間ふれど
其窓五と定數あり因て窓を數へて税を取る又己が所有
の地よあらずして皇帝の地は家作すれど其地租を併せ
て之を出さくむ然れども其鬻賣品よ就て税を取ること

又自國よて産する貨物他國へ輸出するよを租税かす又
他國の貨物佛國へ輸入するよを其税極めて貴く是を自

國の貨物廣く世界よ行もれ外國の貨物を成るべきとけ
水國へ入さることを欲すれどもあり

問自國の産物多く輸出する時を自國の物價進み騰貴よ至
り細民窘迫して用を欠くことかき能わざるべし

答我々佛國の如き固より産物多く金銀貨幣少き國ふれど
多く他國へ輸出せされど物價過廉よ至り易く且不用陳
敗よ至り國內よて用消し得ざるより人々賤視輕忽の意
を生ず故よ務めて外方へ出すことを要す我國有餘賤忽
の物を出し我國有用不足の貨を得る此よ於て始めて物
と價と相當し人力徒勞なく貨物徒敗なく民競ひ力めて

産物を開き出すことを欲するあり是れ國用自給不入力
自勵む經濟の大基本あり
按するに佛國縱三百五十里横三百里圓大の國形かれ
む中間海遠く山阻より運輸頗る艱む處多かるべし其
等の地必極めて土地膏腴五穀夥く産し土と價を齊ふ
するの論かるべし其他諸物も亦極めて然らん又都府
海浜多人相聚り外人輻至の地を貨財多く物價飛翔之
と相反す故は水は火船を颯せ陸は氣車を駕し千里一
瞬昨日土と價を齊ふするの五穀産物を變じて今日薪
桂炊玉の郷は賣り麿聚輻の貨財を移して山阻海遠

の區は充つる故は地は棄土かく貨は滯財かくして縱
横三百里餘の内自然富饒充實からざる處あり又聞く
蒸氣車權輿も商人運輸の便は出で専ら商人の有かり
今官より金を出して半も官物とふる後數年はを盡く
官物とふるべしと是等の説は由ても運輸の第一要具
たること知るべし又聞く英は商多く魯は工多く佛は
農多し故は佛の穀酒多く英魯は輸して英魯の器玩佛
は多し多し販賣すること欲せずと又云ふ英は好酒鮮し
故は喫茶人多し佛は飲酒人多く喫茶人鮮し其好尚は
就て其國の贖款を見るは足れり

洋人平小飲料酒茶渾用一邦人の異味別趣とするこ
迫絶せり故よ此諺ありと見ゆ
問數百の軍艦用費を盡く政府より出るや其費盡く政府よ
り出て別よ出處おければ一艦を造る毎よ年を逐ふて政
府の費用倍過すべし
答軍艦の費用新造修覆とも皆政府より出づ先づ一艦を造
らんとせよ一個のゼ子ラールを命して其事を幹せしむ
是よ於て其人總督とかり其トよ許多の小校ありて規模
制度を高量し總督の裁決を経て國帝の覽よ入る又専ら
總督の意匠よ出て國帝の可否を経るあり然る後船廠よ

於て經營作事し又此艦よ附屬する大砲何門何等の制度
よ銃何口何式の制度其他鐵鎖鐵錨何條何坐帆具機器何
件何品と皆夫々の製造局よ分ち命すれども夫々の製造局
を支配せる督官のゼ子ラール命を稟て製作毫も誤ること
とあり

但し造艦督の命し方誤れども其人罰あり造器局督の造
り方誤れども其人罰あり

故よ一艦造り果せる日よ至れども附屬諸件も亦皆既よ具
せり

問軍艦の兵卒水夫も每船附屬ありて船將を替番すれども

其艦の夫卒を其儘に留め附るや其褒貶とも船將の心の
欲する儘なるや將又夫卒の給銀も事務の輕重より由て差
等あるや又も定りたる月俸より

答軍艦の兵卒水夫一と附屬するは非ず故に船將替れども夫
卒も亦皆替又本人の志願より由て留まるもあり總て船將
の心より出て他人管らず褒賞も亦然り
水夫兵卒概してマタラスかり故に砲に習熟したるも砲
を主らしめ銃を能く使ふも銃手とあり其他蒸氣の機關
あり船具の運用あり以て百般卑賤汚穢の事業に至るも
各其所得より隨て職掌を定め給する所の俸銀も夫より照ら

して多寡あり

問船將とる者明日俄に發船するもを命せられを今日吐嗟
し水夫兵卒を雇入るゝことの叶ふ由然らんよと兼て右
等の事を辨へ主る官人又も商戸よてもあるや

答本國凡そ軍艦を碇泊すべき港も何處よても水夫兵卒を
養ひ置けり皆月俸官給を稟て港内よりある收船を用て日
々運用の術を精研せり之を守洪船と名く是平常無事の
日の事よりして若し一旦發船の命あれば皆踊躍して争ひ
集まる茲に千事よて乘船すれども給銀も倍加し又衣類調
度其役の遠近難易より準して官より給與し且無用は歲月

を玩竭するの嘲を免るれむあり
譬へを支那の事あらんとすれを發船の日將官令を衆軍
よ下して云ふ支那の兵恐るゝよ足らず其水恐るべし汝
等渴すと雖も慎んで冷水を飲むこと勿れ必酒を和して
用ひよ支那の命虞するよ足らず其時氣虞せざるへら
非此行汝等其氣を觸れんことを患ふ故よ皇帝は汝を
衣せり事終り船歸るの日を將官又令を下し其勞を慰し
て遣歸らしむ
軍艦此の賈物を積むことを得ず若し犯す者あれを都府
よ於て衆商人を集め其前よ就て軍將の罪を數めイボレ

ツトの飾を褫ひ其衣を脱し地よ抛て衆人よ暴白し終身
の辱とす故よ士人再び其人と齒せず只亞國の人を専ら
高估多欲の輩のみかれを其法ありと雖も軍將醜とる高
目よて媿とせす降て又高とふる故よ歐羅巴人甚之を陋
とし諺をおして云ふ亞國よ貴神なり只ドルラルを以て
貴神とすと突へり

問商人賣販行貨の外私よ刀劍鐵砲等を所持することを得
るや
答商人國內よ於て私よ刀劍鐵砲を携持することあり獨り
高のみからざ士官と雖も亦然り但しピストルと士高を

論せず人々皆携佩するも妨げず然れども我等を始め在
國の日を猶携佩せず如何よとかれも害心あるは嫌われ
る自愧るふり外國より來りて必しも然らず殊に亞國など
尤制度未と定まらざる國かれを人々動もすれを私の闘
争し及ふ故に國內民人往々利器を隠し帶べり

問貴國死に當る罪を何の科を犯しよる者ぞ盜偷の刑を何
に處する且つ償金にて許す罪を何等の罪なりや

答人を殺す者其罪死に抵る父と君とを弑する者最重し先
兩手腕を断ち後より刺し殺す其他も只殺すのみ主人を君
と異ふり故に之を殺す者平人を殺す罪に齊し夜間火を

答放ち人屋を焼く者罪死に抵る晝間にする者も死に抵ら
ず遠地より流す其理を夜間人定後火を放ち屋宇を焼く時
を往々良人を害す晝間を巡羅の者あり怠より起る事か
問此を大に輕重あり盜賊多く資財を偷むも人命を害せざ
れを死に處せず夜間人の門戸を毀ち入る者害心あり其
罪重し流す處に官人贓に坐し及び事を誤るの罪死に處
せず流す處に其他都て過誤より出る罪忿慢より出る罪
多くは銀を出して償ふことを得るふり其一を擧げて云
へて我在國の日官へ告げずして獸狩に出で邏官我を執
へて償銀三十元を取れり是を佛國パリス城外の近郊に

獸獵を許す地あり然れども平日民人婦女野獸を捕る爲
に其中より入て縦行するを許す故に官人の其内は狩せんと
欲する者預め日を期して官に告ぐれば官より民を禁
りて其日其内は濫入せしめず故に人を誤斃するの災を
し今我其禁を知りあうら犯せり故に銀を出して其罪を
償へりよ其禁を犯す者其罪を償ふるは其禁の法なり
問市中よて賣販する品内は政府の品と稱する者ある由兼
て聞知せり右を元と政府製造の物産なりや將又右等佛
英の國よても何件ありや入て市中に賣るは其禁の法なり
答政府品と雖も政府之を作り商人は賣與するは非ず譬へ

ど烟草佛國の内よて農戸誰氏々々何人年租何程を出し
て種栽することを允す其他農家一切濫りよ栽することを
得ず若し裁えんと欲する者あれど官に訴へ定租若干を
出して然る後許可を得べし砂糖も亦租あり頗る重しと
す本國の糖の價極め上品ある者一斤日本の貳兩に抵
るべし若し租かけれど膏朱位の價あるべし是等の外官
府は租を出す物なし煙租も歐羅巴各國大抵等しうるべ
し
問歐羅巴天子庶人一夫一婦且つ其婦人を貴ふことと亞細亞
天子庶人一夫一婦且つ其婦人を貴ふことと

吾各國略同一但其中は就て小異なきは非ず譬へも婦人を
尊貴する一よりて英國も其外貌を専らより佛國も其中
徳を専らよす英も愛の邊は重く佛も敬の邊は重し其別
寶石玩好と五穀布帛との如し一家の事父死し子幼かれ
も政婦人より頼らざるを得ず故に妻を娶る其徳性ありて
學問は達する者を撰び中心敬重せざるを得ず只其一夫
一婦終身更改せざる者を専ら宗教の深意よりて決して
政事の為は非るかり今を距ること二百五十年前紀元千
六百年中の頃英主アリピウト色は耽り妻を逐むんと欲
し之を教主より謀る教主曰く強て為さんと欲せむ之を為

せ我も善と云もざるかり屢問ふ屢否すアリピウト遂
し之を殺し已は從ふ教主を立て妻を廢し妾を納る後九
厭九更して憚らざるに至る此は於て教法始めて新古二
派に分れ新教は從事する者妻を改め妾を納るを得然れ
とも英國此事は由て大に教法宗派の争を起し七十萬餘
の無辜を殺し猶數十萬人を北亞墨利かの地へ流徙せり
是れ英と佛と宗教小異ある所以なり土尔格の國古盛よ
して今衰微すること許多弊政の然らしむる所と雖も最
悲哀すべきも富貴の人より遠志なく唯目前の娛樂し志を
奪われ財を耗して更は悔ることとを知らず其男子美服盛

飾し揚く自得し美貌の婦女あれど童幼の歳より其家よ
多くの財を與へ預め妾とせんことを約し多く妾を貯ふ
る人をも七輩に至る陋風染る所遂は悪俗を爲し人と競
ひ争ふに至る歎すは猶餘あり其國の振もざる亦宜か
らずや我佛國の如き一夫一婦の教を堅守するは似たり
と雖も其實崇敬は過るの弊おきよ非ず既に現今廣東は
在留せるミニストルの如き一歳の俸を四分して其三を
妻の用は供し纏は其一を以て己が使用は供するに至る
此弊の由て出る所を指すは本國皇妃年猶少弱にして服
飾極めて華麗を好む故は内臣近侍も亦然らざるを得ず

内臣近侍既は然り則ち外の妻も亦然り是れ勢の然ら
むる處かり併し追々妃も老は趣き盛飾の無益を覺知す
べけれども其風も隨て衰へ歇むるに至るべしと思へり

問英國所有の印度地方英の肆虐を惡み時として背叛の心
ありと信ふりや

答或も然らん唯力の不足なるを以て服従するのみ去年印
度の内ウドと云ふ國の主を遊觀の爲は英國は誘致し遂
は囚して歸らしめず從て其國を奪へり故は各國英の曲
を憤らざるあり唯ウド同盟與國は非ざるを以て英の所為
を縱觀して責めざるあり

魯英二國溝壑の欲を逞ふして厭くことを知らず日本對馬島の如きも海路の要地ふるを以て甚ぞ願せり故に去年新聞紙に其事を載せて遂に世界の論を起せり其故を對馬島今日本の有ふれとも本來高麗の屬地ありや日本の屬地ありや之を取らんと欲する者の論に云ふ地の形と勢とを見るは高麗の屬地あること疑を容れず之を取らざるを欲せざる者の論に云ふ譬へ地の形勢然らんとも日本古昔より之を有し侯伯之を領すれども日本の屬地ありと其爭論今に於て決せず

問 歐羅巴有名大國當今の人口凡を若干とするや

答 去年新聞紙に載する所を佛國人口四千萬亞弗利加の内佛國は領する者一千万魯國は六千萬英は本國二千八百萬印度の英は屬する者五千萬オーストリア佛の本國は同一是班牙一千二百萬葡萄牙三百萬荷蘭二百五十萬意太里二千五百萬杜尔機三千萬米利堅二千二百萬

問 荷蘭十七州近古割て別はベルギー一國を立て佛國は領すと云へり是れ其國人の望ありや又佛國強ひて然するや

答 荷蘭の國其人類二あり其一はオーステンレイキ人より出其一は佛國より出つ前三十年英國荷蘭の互市頗る盛

本邦を拓け開き施せり故に荷蘭人心嚮慕し亂を作す荷
人力制する能はず由て其佛國より出る人専ら佛國に服
從せんことを願へり是時、當て佛國稍く兵を出し其亂
を平定せむ永く佛國の版圖に歸すべかりし惜乎時の
帝ルイカールの後胤昏弱にして諫臣の言に従ひ師を出
して援ふことを憚る故に其人據る所おらず遂に一人を擁
主とせしベルギーの國を爲せり然るに由て以來荷國賈販
の道大に衰へ兵力も亦從て振えず終に英の衝中に陥り
たり我ら佛國はもルイカールの後蓋し京徳はして衆心
戴らず遂にナポレオンの甥を立て皇帝とするは至る現

今の帝則ち是ありナポレオンルイカールと號す年七五
十六太子五歳あり

問貴國帝老ひ太子弱し若し一旦不諱あらば國政大事誰に
決する皇妃朝に臨むや大臣攝政するや

答我國帝家専ら血統男子位を嗣と婦人朝に臨み及び紗を
承ることあり故に平日預め賢臣五人を撰み高官のミニニ
ストルとあり若し帝歿し子幼かれも五人の者評議して
政事を從ひ嗣帝年二十し至れむ政事を親らすることをも
爲す彼の英國是班牙の如き不然らず此は婦人繼統の事
あり國內はありて一人の妻妾朝廷に立てむ億兆の

主實は戎狄の道よりて突ふべきの甚しきかり
問貴國士人の中名門閥を以て人は貴重せある家ありや
答勲勞ある舊家の正統を失わず開國の昔より今日に至る
者數家あり連綿繁榮國內は於て頗る尊信す其一デユフ
其二マルクイス其三バロン其四ユンド其五デ其六ウユ
レト其七セワル其八ジャンデラム此等の本枝甚多し今
江戸は逗留のミニストルを第五デの家かり
問貴國一年の租稅政府よ入る者概算して何許ある聞を
得べきや

答亞弗利加及び管轄諸島埔頭の利に至るまで總括して二

四〇〇〇〇〇〇〇あり

問ドルラルを各々普通の幣貨よりて國內皆用ふるや

答トルラルを専ら世界貿易通販の爲に設くる所よりて以

内は通用する貨幣は非ど佛國よりても金銀其は別な貨幣

ありて金も大小五字形よりして大抵日本の小判より以

て大なるもの其三分一程かり五フランクニフランク一

フランク半フランク四半フランク銀も亦然り銀の二十

フランクも金の一フランクは當る金の五フランクも銀

の百フランクは當る其品も九分金一分銅を調りて造る

皆國內限の通貨よりて外國へ出さず

問歐羅巴諸國の學術其源大抵一なるや

文大抵一ふ出つ警合む究理を希臘のアリストト歴史を希臘

のエロドトト算を以太利のピタゴラス警術をグレン

のイツホカストよ起るの類なり

問權量度尺佛國獨り異なる所以は何ぞや

答佛國古昔の權量度尺も各國も同一今用ふる所の權量度

尺を第一ナポレオン新に定めたる所よりして周天三百六

十度を四分して九十度又九十分して一度此九十度の一

千萬分の一をメートルと名く一尺を十二寸と名く

大抵日本の尺より一寸程長し

答以て以斤して清水を滿ししめ一硝曇の量とかり此硝曇

よ由て一斤の量を得又此硝曇よ由て一斤の量を得又此

問メートル五千尺を以て陸路一里とす但し海路を一國の

爲のみよ非ざるを以て外國慣用の舊里數よ從ひ改め製

せず故にメートル一千尺一里よ當る

問ナポレオン英明豪傑の資我之を聞けり然れとも數年間

干戈搶攘の際よ在りて國家の制度建都の規模律曆算數

以て瑣末の枝藝よ至る能く詳よ悉して遺すかき何を以

て能く此の如きを得るや

答ナポレオン天縱の英才前よ古人かく後よ後人かくと云

ふべし其故を昔問の如く大を宇宙渾一の志あり小を百
事を區盡すること實は人慮の及ぶ處は非ず故は軍國事
務の間廢事を處置する皆肯綮の中り役世之を動し移す
とと能はず故は其片言隻辭と雖も今日傳ふる者皆人
を感服せしむるは足れり但し在世の時爲さんと欲して
未だ爲すは及まざる或も既に爲して未だ盡きざるの類今
に至りて其志を繼ぎ其事を述ぶるをなきは非ず
問テレグラフ發明前山隔水阻の地へ號聲を傳ふる器械
の類なきやの量

答我國理學科中は光理學熱理學發動理學の三種あり此三
種各別かりと雖も其元理を則一かりテレグラフを近
年發動理學の人兄弟よて始めて發明しとる所よて當
時之を信せざる多かり然るは有力者之を扶け金を出
し屢々試み遂は其功を成就して萬世不滅の便器をなせ
り此器發明前も遠方へ號聲を達せんと欲する時を先づ
松樹の材を取り連屬して五里七里の遙は至り其一頭を
彼にあり此一頭よて鳴砲すれば其聲直ちよ彼に達し彼
の一頭よて發砲すれば其聲此に達し山重水複樹木鬱茂
の地と雖も更は阻礙せず故は風雨晦冥の夜碇船簞翻の
際専ら此具は資りて陸地より令を傳へ防救の方を爲さ

初めより今之迄試みんと欲せむ松材を以て一二丈の長
條を造り一人耳を一頭と當て細聽し一人口を一頭と當
て低語すれば必能く達す蓋し其聲能く木理中は透る者
松樹は如くも掛けれをあり

問佛國金銀フランクの幣と我既と詳と聞くことを得たり
其ドルラールと交販する時を何等の定料かきや
答本國金銀貨幣各五品の外更に銅錢あり之をサンテイム
と名く一百サンテイム銀貨の一フランクと當り銀貨の
五フランクと銅錢三十七サンテイムを併せて世界通寶
の一ドルラールと當り銅錢の二千サンテイム金貨の一フ

ランクと當り他例を追ふて推すべし
又歐羅巴現今の通貨を四分して其一を現貨其三を紙幣
かり故に我今支那に往き遊むんと欲す其需用預め何程
と定め之を富商に託す富商則其數を片紙に記し商船の
支那に往く者をして之を彼地にある佛商に遞す故に吾
徒手にて支那に遊ぶも預定の需用既に彼に具して聊う
用を欠くとあり

問各國皆國內に用ふる所の貨ありや
答魯英皆有り其中英の貨幣其數極めて多し故に外國人英
に遊ぶ者之を請ぜず往く混淆し損欠を取る者あり魯の

幣ルービレと呼ぶ者佛の五フランクより微小なり又
ペツカと呼ぶ者あり又デラウンと名け印度地方の爲
のみ用ふる幣あり甚誤り易し佛幣の簡易明白にして知
り易きは及もず

又云各國貨幣を皆國帝の鑄造する所かり故に其品純精
かれともドルラレを隨所人々皆造ることを得る故に偽
雜殊ふ夥し故に各國ともは外人の船を寄する埔頭は必
必皆検査の店あり貴國未と此設ふに恐くは損欠を招く
ん

問西洋各國通商交易する者と和親の國と苟も一旦同盟

和親すれども又爭鬪衅隙を起すと云ふべし如何

答通商貿易を固より同盟の與國なれども艱難互に救ふ是れ

答當然の理あり然れども既し和親すれども又鬪争の用意を

問くは有るべからず其鬪戦の用意あるむ乃ち和親を固く

する所以かり日本の大なる大小の軍艦六百艘を有する

非れを恐くも眞の通商和親を成し難うらん

問六百艘の軍艦俄に製し得べきは非ず之を他邦より購ふ

を其費費られず然れを如何して辨ずべきや

答軍艦を他邦より購得するを未開の愚國の所爲にして貴

國家との爲る所は非ず必造船の局を立て其事を精研し

るからを幾艘の軍艦も造出するは何の難き事あらん
唐太の事の如き魯國日本の兵力拙きを侮り侵蝕するも
も我より與ふるは非ずして彼れ暴を以て取らむ後年亦
艦多くかり兵力復壯あるは全り能く取返さん何の難
きことあらん日本の軍艦あるべからざる此一端は就
ても見らるべし日本の大なる人心は海軍六省難き事
問佛國近來餘國を誇示すべき盛舉ありや
答魯國昨年和を講して後帝親しく佛京パリスに到り謝せ
たり其時我國饗應の第一もパリス城に於て新に魯帝の旅
館を設け殿堂屋宇より座右排列の器玩に至るまで都て

魯帝在國の日の如くして一も備り至らざることを去り去
れり魯帝も其臣も皆萬里の客土に在るを覺えずして轉
るに在國の想を爲せり況や魯帝の居室にテレガラーフを
設け直ちに魯京ペイトルブルグの政庭に接日りの由
り魯帝一言一動直ちに魯京に達し彼の國朝野ともは安
身の想を爲すのみならず魯帝も自國の舉動を日々親し
く聞きて大に佛國用意の周悉せるを悦ひしり此事新聞
紙に載せて天下皆極盛の舉と嘆美せり是れ近來佛國の
名譽あり

